災害時における県税の減免等について

地震、火災、風水害などの災害により、住宅や家財などに損害を受けたときは、被災者からの申請により県税の徴収猶予、期限の延長、減免等の措置が受けられます。 なお、これらの措置については、税目により異なりますので、詳しくは各県税事務所、宮古・八重山事務所県税課までお問い合わせください。

措置	税目	措置の内容	提出書類
徴 収 猶 予	全 税 目	災害により県税を納めることが困難と認められる場合は、納税者の申請に基づき1年(最長2年)以内の期間で、徴収の猶予が認められます。 猶予された期間内においては、督促状及び滞納処分を行うことができないことになっています。 徴収猶予が認められた場合において、徴収猶予期間中に対応する分の延滞金の全額が免除されます。	① 徴収猶予申請書 ② 災害罹災証明書(市町村長) ③ 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類 ④ 収支の明細書 ⑤ 財産収支状況書(申請前1年及び申請後の収支状況) ⑥ 担保関係書類(猶予を受けようとする金額50万円以上)
期限の延長	全 税 目	災害により、申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないときは、その災害のやんだ日から2月(特別徴収に係るものにあっては1月)を超えない限度において、その期限が延長されます。	① 災害等による期間延長申請書 ② 災害罹災証明書(市町村長) 申請期限:災害のやんだ後10日以内
申告納付期限の延長	法人事業税 (特別法人事 業税を含 む。)	災害により、申告期限までに申告納付できない場合は、期限延長の承認を受け、その指定した日まで申告納付期限が延長されます。	② 災害罹災証明書(市町村長) ③ 法人税に係る「提出期限の延長申請書」の写し(税務署(国税)に申請書を提出している場合) 申請期限:適用を受けようとする事業年度終了の日から45日以内(既に法人事業税等の申告期限の延長を受けている場合には、申告書の提出期限の到来する日の15日前まで)
	法人県民税	※ 税務署で延長申請が認められた場合は、法 人税の申告期限まで延長されます。	申請、届出等は不要です。
減免	個人事業税	災害により、事業用資産や住居用資産が損壊 した場合、その被害の程度に応じて、一定の要 件の下で減免されます。 なお、保険金等で補てんされた金額は除かれ ます。	① 個人事業税減免申請書 ② 損害額明細書 ③ 災害罹災証明書(市町村長) ④ 保険金等で補てんされるべき金額を証する書類 申請期限:災害を受けた日又は賦課処分があった ことを知った日から60日以内
	自動車税 (種別割)	災害により、自動車が減失、使用不能になった場合、その被害の程度に応じて、一定の要件の下で減免されます。 なお、保険金等で補てんされた金額は除かれます。	① 自動車税(種別割)軽減申請書 ② 災害罹災証明書(市町村長) ③ 被災した自動車の写真 ④ 修理の見積書(写)及び領収書(写) ⑤ 保険金等で補填されるべき金額を証する書類 ⑥ 自動車検査証の写し 申請期限:災害を受けた日又は賦課処分があった ことを知った日から60日以内 被災後3月以内に取得した代替自動車は 取得期限後7日以内
	不動産取得税	不動産を取得した直後に、災害により被害を受けた場合、災害により滅失又は損壊した不動産に代わるものとして、災害を受けた日から2年以内に取得した場合は、被害の程度に応じて減免されます。 なお、保険金等で補てんされた金額は除かれます。	① 不動産取得税減免申請書 ② 災害罹災証明書(市町村長) ③ 保険金等で補てんされるべき金額を証する書類 申請期限:災害を受けた日又は賦課処分があった ことを知った日から60日以内
減免期限の 延 長	個人県民税	個人県民税は、市町村民税と一緒に市町村 が、賦課徴収していますので、市町村が減免や 期限の延長を行った場合は、個人県民税も同様 の取り扱いになります。	※ 各市町村へお問い合わせください。

問い合わせ先 名護県税事務所

課税班:0980-52-2542

コザ県税事務所 那覇県税事務所 課税第2班:098-894-6501 自動車税班: 098-894-6502 課税第2班: 098-867-1718 法人班: 098-867-1152

自動車税班: 098-867-1377 県税課: 0980-72-2553 県税課: 0980-82-3045 課税班: 098-879-1627 宮古事務所 八重山事務所 自動車税事務所